

開発同意事業申請手続き(フロー図)

1. 事前審査願提出【毎月15日締切】



事前審査願 **6部** + 位置図・土地利用計画図 (A4両面コピー) 1部

(守山市開発行為指導審査会で審査【毎月26日前後】)



2. 審査結果通知【翌月10日頃】



3. 市、北消防署の関係各課等と協議 (協議書2部)



※官民境界確定、道路、河川等の占用許可、関係各課、機関との協議終了後

4. 開発事業同意申請 (正副2部) 調整区域内農地の場合 → 農地転用許可申請



市街化区域内農地の場合 → 農地転用届出

5. 開発同意書交付



6. 工事着手届提出 (1部)



7. 工事施工 (造成工事、建築工事、その他付帯工事)



8. 工事完了届提出 (1部)



9. 完了検査 (手直し等の指示がある場合あり)



【道路後退による寄付がある場合】

登記関係書類を土木管理課に提出、受領書の写しを開発調整課に提出



10. 検査済証交付 (開発行為完了)